

令和8年度 青森県・むつ市 連携融資制度

むつ市では、県が実施する融資制度のうち、以下のメニューを利用した方で一定の要件を満たしている方へ青森県信用保証協会を通して信用保証料の補助を行います。

▶ 創業される方

融資制度	<u>「青森新時代」への架け橋資金 スタートアップ創出枠・創業枠</u>
対象者	青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2(1)に該当する融資を受けた者のうち、市内で新たに事業を開始しようとする者、または市内で事業を開始して5年に満たない者（いずれも市内に事業所を有するものまたは予定のもの）
対象額	補助対象融資額 1,000 万円以内
補助内容	信用保証料の全額を県と市が補助（県が 30%、市 70%） ※スタートアップ創出枠の信用保証料上乗せ分は補助対象外

▶ 法令の認定や国の採択を受けた事業

融資制度	<u>「青森新時代」への架け橋資金 法令等に基づく認定又は国や県等による補助等の採択を受けた事業</u>
対象者	青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2(2)に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいる者
対象額	補助対象融資額 1,000 万円以内
補助内容	信用保証料の全額を県と市が補助（県が 30%、市 70%）

▶ 県の推進する分野の取組みを行う方

融資制度	<u>「青森新時代」への架け橋資金 特別枠</u>
対象者	青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2(3)に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいる者
対象額	補助対象融資額 1,000 万円以内
補助内容	信用保証料の全額を県と市が補助（県が 30%、市 70%）

▶ 事業承継を行う方

融資制度	<u>「青森新時代」への架け橋資金 事業承継枠</u>
対象者	青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2(4)に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいる者
対象額	補助対象融資額 1,000 万円以内
補助内容	信用保証料を市が 70%補助（一部制度：県の補助あり）

▶ 金融機関提案枠を活用する方

融資制度	<u>「青森新時代」への架け橋資金 金融機関提案枠（青森みちのく銀行、青い森信用金庫）</u>
対象者	青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2(5)に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいる者
対象額	補助対象融資額 1,000 万円以内
補助内容	信用保証料の全額を補助（県補助後の全額を市が補助）

▶ 売上減少や物価高騰、取引先の倒産等により経営の安定に支障が生じている方

融資制度	青森県経営安定化サポート資金 (1)連鎖倒産枠、(2)経営安定枠
対象者	青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2(1)、(2)に該当する融資を受けた市内事業者
対象額	補助対象融資額 1,000 万円以内
補助内容	信用保証料を市が全額補助

▶ 災害により経営の安定に支障が生じている方

融資制度	青森県経営安定化サポート資金 災害枠①県指定災害、②ホタテ関連
対象者	青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2(3)に該当する融資を受けた市内事業者
対象額	補助対象融資額 3,000 万円以内
補助内容	信用保証料を市が全額補助 (R7 地震災害は県補助後の全額)

▶ 事業に必要な資金を調達したい方

融資制度	青森県事業活動応援資金
対象者	青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱2に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいる者
対象額	補助対象融資額 1,000 万円以内
補助内容	信用保証料を市が70%補助

- 補助対象となる融資の実行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 各制度に共通した要件 ①市内に住所を有する個人またはしないに法人登記をした事業者 ②市税に未納がないこと
- 予算の都合により、上記保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し県の各種融資を利用することは可能です。
- 保証人を提供しない場合の保証料上乗せ分は補助対象外です。

連携融資制度に関するQ&A

Q1. 希望融資額が1,000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000万円以内かつ融資期間10年以内（うち据置期間が1年以内）」のものに限られます（災害枠を除く）。例えば、融資額1,500万円（融資期間10年以内）を希望する場合には、信用保証料の補助対象となる1,000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q2. むつ市内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A2. 信用保証料の補助対象となる融資は、市内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が市内にあっても、市外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

Q3. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A3. 融資を受けるにあたっては青森県特別保証融資制度の取扱金融機関(※)の融資担当窓口へお申込みください。

(※) 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会

【お問合せ先】

青森県特別保証融資制度に関すること	青森県経済産業政策課	電話 017-734-9368
信用保証料の補給に関すること	むつ市商工労政課	電話 0175-22-1111（代）